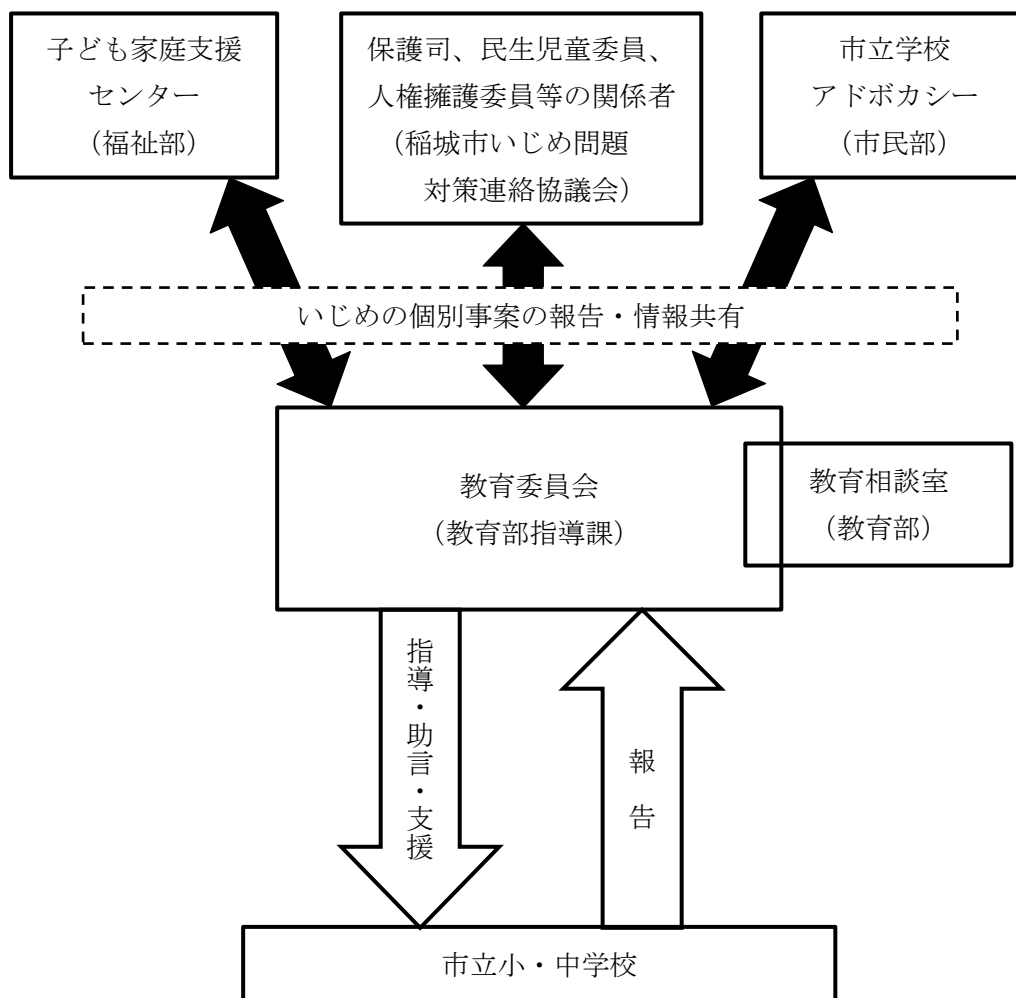


いじめ防止の取組について

1 いじめの個別事案の情報共有について

いじめの個別事案の情報共有については、「稲城市いじめ防止基本方針」における「いじめ問題への組織的対応に係る全体構造」【別紙 1】に基づき、各所で受けた相談者の意向を踏まえつつ指導課に集約する。指導課から該当校へ指導、助言、支援を行い、いじめ問題に対応する。



2 いじめの早期発見の取組について

(1) 学校における主な取組

- ① 子供がいじめを受けたりいじめが行われているのを見たり聞いたりしたときに、教職員に相談したり報告したりできるようにするために、日常から教職員が子供とのコミュニケーションを十分に図り、子供と教職員との信頼関係を構築する。
全ての教職員が、いじめの定義や学校いじめ防止基本方針の内容等を十分に理解し、上記の対応を含め、適切に組織的な対応を行なうことを徹底するために、年間3回以上の校内研修を実施する。
- ② 学級担任等による日常的な子供への声掛けや、「いじめ発見のチェックシート」等を活用して子供の様子の観察を行う。【別紙2】
- ③ 学級担任等による面談を実施し、いじめを含め、子供が抱える悩みや不安などを幅広く把握するとともに、その解決方法について相談に応じる。
- ④ 「いじめ発見のためのアンケート」を年間3回以上実施する。
- ⑤ 子供が悩みや不安を感じたときに信頼できる大人にSOSを出したり、周囲に心の危機に陥っている友人等がいた場合に、相手の話を傾聴し気持ちを受け止めた上で一緒に保護者や教職員等に相談するよう促したりすることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施する。
- ⑥ 子供が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、小学校第5学年、中学校第1学年を対象にしたスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

上記の取組等を確実に実施するとともに、「いじめ相談ポスト」の設置について校長会で紹介し、子供の実態や学校の状況等を踏まえて、いじめを把握するための体制づくりや子供が相談しやすい環境づくりなどについて工夫・改善を行うよう指示した。

(2) 教育委員会における取組

- ① 子供や保護者が相談しやすい環境を作るために、稲城市教育相談室において、平成30年度よりメールによる相談受付を始めた。(名前・連絡先・連絡可能な時間帯をメール送信すると、教育相談室より折り返し電話連絡がある。)
- ② 稲城市教育相談室の電話番号・メールアドレスや東京都いじめホットライン等の電話番号を掲載した案内「いじめなど、困ったときの相談は…」(A4判1枚)を、市内小中学校の全ての児童・生徒に年4回(4月, 7月, 12月, 3月)配布し、様々な相談機関を周知している。【別紙3】
- ③ 子供や保護者以外の地域の方から、市内小中学校の子供に関する相談を受けられるようにするために、ホームページ上に新たに、子供に関する相談先として指導課の連絡先を明記することにした。

3 教員の人権意識の向上について

都内公立学校全教員一人一人に配布される「人権教育プログラム(学校教育編)」に「児童・生徒の名前を呼ぶときは、呼び捨てにせず敬称を付けて呼ぶことが大切であ

る」と明記されている。【別紙4】

「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した校内教員研修は毎年実施している。引き続き研修を確実に実施するとともに、敬称を付けて呼ぶなど教職員の人権意識の向上に関する指導を徹底するよう、改めて学校長に指示した。

また、平成30年5月開催の小・中学校の全教員を対象とした人権教育研修会において、教職員に求められる人権感覚について、指導課より全教員に対して指導を行った。

4 「SNS東京ルール」「SNS学校ルール」の活用について

東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえて、市内全ての小中学校で「SNS学校ルール」を策定し、年度当初に「学校だより」や保護者会等を活用して生徒・保護者に周知している。

(1) 「SNS東京ルール」

- ①一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- ②自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- ④自分や他者の個人情報を載せないようにしよう。
- ⑤送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。

(2) 稲城市立学校の「SNS学校ルール」

【小学校の事例】

- ①夜9時以降、携帯電話・スマホは使いません。おうちの人に預けます。
- ②学校には、携帯電話・スマホを持ってきません。家庭で使わない日を決めます。
- ③おうちの人に、必ずフィルタリングをつけてもらいます。パスワードは知らせません。
- ④自分のことでも、友達のことでも、誰のことかわかる写真や動画は載せません。ほかの人にも送りません。
- ⑤人を傷つけるような言葉を載せません。送りません。送られてきたら、おうちの人に知らせます。

【中学校の事例】

- ①携帯電話(スマートフォン)は保護者が購入し、あなたに貸している。パスワードを設定する場合は、必ず保護者に報告する。
- ②夜は10時以降、友だちなどにLINEやメール等を送らない。相手が送ってきた場合の返信も緊急の場合以外はやめる。また、夜10時以降は保護者の目が届くところに置いておく。
- ③学校やクラブ活動には許可がない限り持っていくことは禁止。友達とは、SNSではなく、学校や部活動で直接話しコミュニケーションをとることが大切。

- ④携帯電話やスマートフォンを使って嘘をついたり、人を馬鹿にしたり、人を傷つけるような会話に参加してはいけない。また、人の前で言えないようなことを SNS やメールで発信してはいけない。
- ⑤他の人に写真や動画を送ったり、もらったりしてはいけない。
これは、とても危険なことで、あなたの将来を壊してしまう可能性がある。インターネットはあなたよりも巨大で強い。インターネット上に発信してしまったものは回収不可能であり、風評をくつがえすのも難しい。絶対に安易な気持ちで発信してはいけない。

携帯電話・スマートフォン等の使用終了時刻については、稲城市立小学校は全校が夜 9 時、稲城市立中学校は全校が夜 10 時と具体的な時刻を示している。

「SNS 学校ルール」が「SNS 東京ルール」を網羅していない場合は、「SNS 学校ルール」と併せて「SNS 東京ルール」も児童・生徒や保護者に周知するよう学校長に指示した。

5 「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」の取組について

学校・家庭・地域の連携によりいじめ問題の解消や児童・生徒のいじめ防止への意識の向上を図るために、平成 30 年度より 11 月を「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」として位置付け、稲城市立学校においていじめ防止のための取組を重点的に推進することとした。【別紙 5】

(1) 小学校の取組事例

- ・児童会で人権集会を企画し、各学級で「〇〇小人権宣言」を考え、発表。
- ・人権集会でテーマに沿った劇を児童会が実施。
- ・各学級で「ぼかぼか言葉カード」を書いて人権掲示板に掲示。
- ・人権標語の作成、掲示。
- ・他者への尊重の思いをカードに記入し交換し合う「人権尊重メッセージカード『ありがとうのつば』」の取組の実施。
- ・児童会の提案により、全学級で話し合いを行い、スローガンを作成、掲示。
- ・いじめをテーマにした道徳の授業の実施。
- ・DVD「STOP! いじめ あなたは大丈夫？」を活用した授業の実施。
- ・「SNS 東京ノート」を活用した情報モラルに関する授業の実施。
- ・DVD「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」を活用した SOS の出し方に関する教育の取組を実施。
- ・道徳授業地区公開講座の意見交換会において、保護者や地域の方に、「学校いじめ防止基本方針」や「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」の取組等を周知。
- ・教員、保護者、地域の方を対象にしたアンガーマネジメント講座の実施。
- ・いじめ発見のためのアンケートの実施。
- ・いじめ防止に関する教員研修の実施。

(2) 中学校の取組事例

- ・生徒会が、いじめ防止をねらいとしてリボンを配布し、生徒が身に付けることで、お互いにいじめをしない、させない、見逃さない、許さない意識を醸成する取組を実施。
- ・生活委員会が「思いやり川柳」を募集し、表彰、掲示、全校集会で紹介。
- ・生徒会を中心に話し合いを重ね、これまであった「○中道」を見直し、「新○中道」を作成し発表。
- ・友達よかったところ、すてきなところをみつけ紹介する取組の実施。
- ・生徒会主催のあいさつ運動の実施。
- ・どのような行為がいじめに該当するのか等を視覚的に示したポスターの掲示。
- ・校長が朝礼でいじめ防止に関する講話を実施。
- ・いじめをテーマにした道徳の授業の実施。
- ・英語の授業で、アメリカの公民権運動やキング牧師の生き方を通して人権の大切さを考える授業を実施。
- ・弁護士やDVサポートセンターの職員をゲストティーチャーとして招き、いじめ防止をテーマにした授業を実施。
- ・個性を尊重することの大切さについて外部ボランティアによる読み聞かせの取組の実施。
- ・学校と保護者、地域が連携し、人と人とのつながりの温かさを感じられるような地域体験活動の取組を実施。
- ・いじめ防止をテーマにした授業後に、保護者や地域の方等といじめ防止に向けた取組について意見交換会を実施。
- ・人権に関する授業の振り返りや人権とは何かを記載した保護者向けの便りを配布。
- ・いじめ発見のためのアンケートの実施。
- ・いじめ防止に関する教員研修の実施。